

防衛省仕様書改正票

D S P

K 5405E(1)

フタル酸樹脂系塗料用シンナー

制定 昭和49年11月28日

改正 令和 2年 8月21日

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

この改正票は、DSP K 5405E(フタル酸樹脂系塗料用シンナー)についてのもの
あり、DSP K 5405Eと併用される。

1.3 a) 規格 中

“JIS K 2256 石油製品—アニリン点及び混合アニリン点試験方法

JIS K 5601-2-1 塗料成分試験方法—第2部:溶剤可溶物中の成分分析—第1節:酸化(滴定法)

JIS Z 1516 外装用段ボール”

を

“JIS K 2256 石油製品—アニリン点及び混合アニリン点の求め方

JIS K 5601-2-1 塗料成分試験方法—第2部:溶剤可溶物中の成分分析—第1節:酸価(滴定法)

JIS Z 1516 外装用段ボール”

に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P
K 5405E

フタル酸樹脂系塗料用シンナー

制定 昭和49. 11. 28

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

改正 平成22. 5. 18

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主としてフタル酸樹脂系塗料などを希釈するのに用いるフタル酸樹脂系塗料用シンナー（以下、シンナーという。）について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
フタル酸樹脂系塗料用シンナー	8010-002-2534-5

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S K 2 2 5 6 石油製品—アニリン点及び混合アニリン点試験方法
- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 塗料一般試験方法—第1部:通則—第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 塗料一般試験方法—第1部:通則—第2節:サンプリング
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 塗料成分試験方法—第1部:通則—第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 塗料成分試験方法—第1部:通則—第2節:加熱残分
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 塗料成分試験方法—第2部:溶剤可溶物中の成分分析—第1節:酸化(滴定法)
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3 塗料成分試験方法—第2部:溶剤可溶物中の成分分析—第3節:沸点範囲
- J I S P 3 8 0 1 ろ紙(化学分析用)
- J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式
- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶
- J I S Z 1 6 0 7 金属板製ふた・口金
- N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 法令等

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

2

K 5405E

2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5600-1-1 及び J I S K 5601-1-1 による。

3.3 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 5600-1-2 による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、J I S Z 1602 に規定する金属板製 1.8 リットル缶又は同等品¹⁾とし、ふたは J I S Z 1607 の B 形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製 4 リットル缶(ふたは、J I S Z 1607 の B 形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

注¹⁾ 形状、寸法、材質等が同等な容器であって、危険物の規制に関する規則第 4 1 条～第 4 3 条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第 8 条に定める基準に適合するもの

4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は 1 個とする。
- b) 段ボール箱は、J I S Z 1506 に規定する外装用段ボール箱とし、図 1 を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、J I S Z 1516 の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類は A 段又は B 段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、J I S Z 1507 の 0502 とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

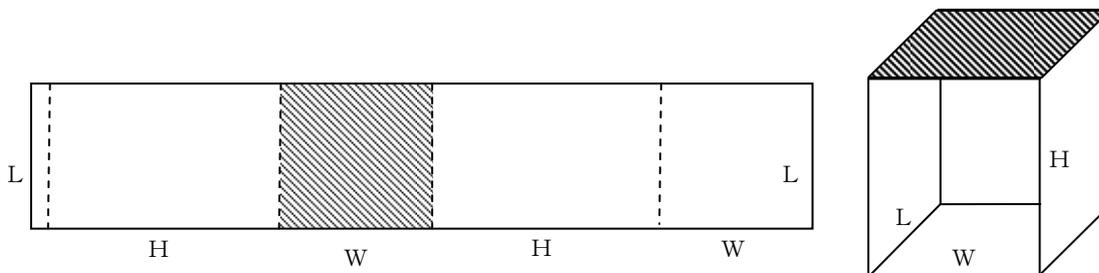


図 1 - 外装用段ボール箱

4.3 表示

容器の表示は、次による。

- a) NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

4.4 納入単位

納入単位は、23℃における容量(L)とする。

付表1－品質

項目		規定	試験方法
透明性		透明(無色又はかすかに色づいたもの)であって、沈殿物のないこと。	試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm、長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ、拡散日光の下で調べる。
しみ		しみが残らないこと。	JIS P 3801のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。
加熱残分 %		2以下	JIS K 5601-1-2に準じて試験する。試料100 mlの質量 m_1 を量り取り、25 mlになるまで蒸留する。これを質量の分かっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2℃の乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量 m_2 を測定する。 $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに、NV：加熱残分 m_1 ：試料の質量(g) m_2 ：残留分の質量(g)
蒸留試験	初留点 ℃	125以上	JIS K 5601-2-3による。
	90容量%留出温度 ℃	190以下	
	乾点 ℃	210以下	
酸価		0.3以下	JIS K 5601-2-1による。
混合アニリン点 ℃		47以下	JIS K 2256による。